

## 住民監査請求（4月1日受付）の監査結果について

次の住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条に基づき監査委員が監査を行いましたので、監査結果を公表します。

### 議員及び職員に対する出張旅費の支給に関するもの

#### 経過

- 令和7年4月1日 職員措置請求書受付  
令和7年4月17日 監査委員会議にて審議（要件審査）  
令和7年5月9日 請求人及び監査対象局職員の陳述  
令和7年5月29日 監査委員会議にて審議（結果決定）

#### 監査請求の要旨

令和6年4月10日から12日にかけて、議長らが上海市に出張しました。請求人が調査したところ、令和6年3月1日にANAのWEBサイトで往復を予約し、議長の代理人たる議会局市会事務部総務課長及び秘書広報課担当係長が、私金のクレジットカードで決済して航空券を購入していました。

横浜市長は、横浜市議会局に対して以下のことを勧告することを求めます。  
ア 公務員として地方自治法及び横浜市旅費条例、会計規則の遵守と履行をすること  
イ 市の基本方針から逸脱した支出であることから市がこうむった損害の返還をすること

#### 監査の結果

**本件請求について、請求人の主張には理由がないと認めます。（棄却）**

##### <監査委員の判断>

- (1) 本件出張後の本件航空賃の請求について  
監査結果公表文8ページから9ページまでに記載のとおり
- (2) 本件航空賃の請求手続について  
監査結果公表文9ページから10ページまでに記載のとおり
- (3) 本件航空賃の額について  
監査結果公表文10ページに記載のとおり

以上のことから、本件航空賃の支出は、違法又は不当な財務会計上の行為に該当するとは言えず、請求人の主張には理由がないと判断しました。

※ 監査結果公表文については、次のURLを御覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/kansa/kekka-ju.files/20250401.pdf>



裏面あり

【参考：住民監査請求の監査結果（一覧）】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/kansa/kekka/kekka-ju.html>



【参考】地方自治法抜粋

(住民監査請求)

第242条 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体の被つた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

2～4 省略

5 第1項の規定による請求があつた場合には、監査委員は、監査を行い、当該請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとともに、これを公表し、当該請求に理由があると認めるときは、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

6～11 省略

お問合せ先

監査事務局監査管理課長 佐藤 やよい Tel 045-671-3354